

## 令和5年度の国民健康保険事業費納付金の算定に用いた係数等について

令和5年2月13日

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第75条の7第1項の規定により市町村から徴収する令和5年度の国民健康保険事業費納付金の算定に用いる係数等について、以下のとおり定めました。

係数名	知事が定める係数等	根拠規定（注1）
医療費指数反映係数（注2）	1	政令第9条第3項 条例第11条
一般納付金所得係数	0.7192585328694	政令附則第4条の規定により読み替えられた政令第9条第5項 条例第13条第1項
一般納付金基礎額調整係数	0.8607436876788	政令第9条第8項 省令第10条第1項第1号
一般納付金被保険者均等割指数（注2）	0.7	政令第9条第9項 条例第16条第1項
後期高齢者支援金等納付金所得係数	0.7321281897307	政令附則第4条の規定により読み替えられた政令第10条第3項 条例第17条第1項
後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数	0.9999999989136	政令第10条第6項 省令第16条第1項第1号
後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数（注2）	0.7	政令第10条第7項 条例第20条第1項
介護納付金所得係数	0.6800881957574	政令第11条第3項 条例第21条第1項
介護納付金基礎額調整係数	0.9999999945366	政令第11条第6項 省令第25条第1項第1号
介護納付金被保険者均等割指数（注2）	0.7	政令第11条第7項 条例第24条第1項

注1 「政令」： 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号）

「省令」： 国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成29年厚生労働省令第111号）

「条例」： 大分県国民健康保険条例（平成29年大分県条例第38号）

注2： 医療費指数反映係数、一般納付金被保険者均等割指数、後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数及び介護納付金被保険者均等割指数は、平成30年大分県告示第58号、第61号、第64号及び第67号において公示されているものです。